（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。

５）橋梁形式が、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋（ＰＲＣ構造含む）の工事。

ただし、上記４）及び５）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記７(1)(a)の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「西脇北バイパス下戸田高架橋（Ｐ21―Ｐ26）ＰＣ上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

四国地方整備局の下記１に示す工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和５年９月５日

四国地方整備局長　佐々木淑充

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事名　令和５－７年度津島道路上畑地５号橋上部工事

２　工事場所
愛媛県宇和島市津島町上畑地地先

３　工事内容
工事延長Ｌ＝180m、最大支間長Ｌ＝29m、ＰＣ５径間連続ラーメン中空床版橋

４　工期
令和６年３月１日から令和８年３月31日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和６年２月29日まで）

５　申請の時期
令和５年９月６日から令和５年10月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和５年10月19日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、令和５年９月６日から
〒760―8554 香川県高松市サンポート３－33
四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2)　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）、又は電子メールにより提出すること。提出場所は上記(1)に示す申請書の交付場所に同じ。なお、申請書への押印は不要とする。

また、電子メールにより提出する場合の提出先アドレスskr-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記(1)まで連絡すること。

１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（７(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）７(2)１）の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、申請書とともに交付する様式又は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和５年９月５日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式－１を使用すること。）。

３）７(2)２）及び３）の要件を満たすことを証する書面の写し。

４）最新の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し。

５）納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式）。

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和４年10月３日付け公示６（建設工事）の(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。